

令和5年度若年技能者人材育成支援等委託事業推進計画

(山口県地域技能振興コーナー)

実施要領	実施計画の内容
<p>1 事業の実施体制等</p> <p>(1) 地域技能振興コーナー</p> <p>ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。</p> <p>イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。</p> <p>ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。</p>	<p>1 事業の実施体制等</p> <p>(1) 地域技能振興コーナー</p> <p>ア コーナーを設置</p> <p>山口県職業能力開発協会内に、窓口となるコーナーを設置し、職員を配置する。</p> <p>イ コーナーの取組み</p> <p>本事業を推進することにより、若年技能者の人材育成、技能尊重気運の醸成を図ります。</p> <p>① 技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会への積極参加を行い、若年者に対して技能者としての努力目標を与えるとともに優れた技能に触れる機会を提供することにより、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重の気運の醸成を図ります。</p> <p>② ものづくりマイスター等が、技能競技大会、技能検定の課題等を活用しながら、広く若年技能者への実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行います。</p> <p>③ 本事業を効果的に進める観点から、地方公共団体、経済団体等地域関係者による連携会議を設置し、推進計画を策定の上、計画上のスケジュールに沿って、地域関係者の緊密な連携・協力の下に事業展開を図ります。</p> <p>ウ センター等との連携</p> <p>地域レベルの広報についてはセンターからの指示・連携のもと展開し、厚生労働省及びセンターに対しては、事業の進捗状況、実績等必要な報告を行いながら事業を進めます。</p> <p>また、成果物に関しては、期日までに作成し、納入します</p>
<p>(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制</p> <p>ア 地域技能振興コーナー長の配置</p> <p>イ 一般職員及び事務補佐員の配置</p>	<p>(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制</p> <p>山口県職業能力開発協会に設置されたコーナーには、業務に精通した専属の地域技能振興コーナー長を置き、事務分掌定められた事務を専属に担当する一般職員また、経理や会計事務や事務処理の補助をする事務補佐員を配置し、事業を円滑に処理します。</p>

<p>2 地域における技能振興事業の実施</p> <p>コーナーは、地域における技能振興事業として、以下の業務を実施する。</p> <p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>(ア) 対象地域</p> <p>予選大会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。</p> <p>(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施</p>	<p>2 地域における技能振興事業の実施</p> <p>本コーナーは、地域における技能振興事業として、以下の業務を実施します。</p> <p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>(ア) 対象地域…山口県内</p> <p>(イ) 山口県職業能力開発協会との共同実施</p> <p>多くの企業、教育訓練機関にして、予選大会参加に向けた働きかけを行うなどして参加者を増加させることにより、予選大会の活性化、技能尊重気運の醸成等を図り、山口県職業能力開発協会と共同で予選大会を実施します。</p>
<p>(ウ) 予選会の競技数・競技職種等</p> <p>a 本事業で行う予選会の実施職種</p>	<p>(ウ) 予選会の競技数・競技職種等</p> <p>a 本事業で行う予選会の実施職種</p> <p>本協会が独自の選考基準で推薦する職種のうち、「電気溶接」「西洋料理」「電工」の3職種だけでなく、他の職種の関係各企業・団体への選手の参加を呼びかけ、予選大会として競技を行います。</p>
<p>b 予選会の参加手数料の徴収（令和4年度から実施）</p> <p>予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。</p> <p>参加手数料の額は、当該都道府県における2級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参酌して定めること。</p>	<p>b 予選会の参加手数料の徴収（令和4年度から実施）</p> <p>予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。</p> <p>参加手数料は技能検定（2級技能検定実技試験）において実施される予選会の受検手数料と均衡を図る上から同額としている。</p>
<p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p>	<p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p> <p>令和2年から3年間、コロナの関係で、開催直前での辞退が3割近くあった。</p> <p>しかし、最近のコロナの感染状況及び今後の対応方針等を鑑みると、辞退者は減ってくると予想しているため、これまでの実績の3割アップした参加者数を見</p>

	<p>込んでいます。</p> <p>(ア) 技能五輪全国大会に中小企業等から参加する選手等の旅費や選手の工具運搬費を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第61回技能五輪全国大会 令和5年11月17日(金)～19日(日)、21日(火) 愛知県常滑市(愛知県国際展示場) 対象者数(予定):選手16人、指導者14人 (9職種、12社・校) <p>(イ) 若年者ものづくり競技大会に参加する選手等の旅費や選手の工具運搬費を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第18回若年者ものづくり競技大会 令和5年8月1日(火)～2日(水) 静岡県静岡市(ツインメッセ静岡) 対象者数(予定):選手10人、指導者10人 (9職種、5校)
<p>(2) 卓越した技能者(現代の名工)の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p> <p>社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和5年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者150名の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。</p>	<p>(2) 卓越した技能者(現代の名工)の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p> <p>社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、センターの紹介コンテンツ編集方針に従い、令和5年度本県被表彰者の取材を行う等積極的に協力する。</p>
<p>(3) 「地域発! いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応</p> <p>「地域発! いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業は、令和5年度新規認定を行わない。</p> <p>両事業のいずれかを認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。</p>	<p>(3) 「地域発! いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応</p> <p>本協会HPページへ、「地域発! いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業は、令和5年度新規認定を行わない旨を掲示し、周知を図る。</p> <p>既認定事業者から変更・廃止の連絡を受けた場合は、適切に対応する。</p>

<p>3 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について</p> <p>(1) ものづくりマイスターの開拓</p> <p>企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。</p> <p>(中略)</p> <p>また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行うこと。</p>	<p>3 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について</p> <p>(1) ものづくりマイスターの開拓</p> <p>ものづくりマイスター等の制度の周知とマイスター等の認定登録を促進するため、コーディネーター〔2名配置(月2名×4回程度派遣)：県東部と西部に区分〕をはじめとするコーナー職員が技能向上に積極的に取り組んでいる企業、技能検定受検者等の多い企業、職種別業界団体等を精力的に訪問し、マイスター候補者に係る情報収集（掘り起こし）を積極的に行います。</p> <p>また、機動的に対応できるよう新たにコーディネーター1名を配置し、派遣需要の多い機械加工、電気溶接や派遣ニーズが多く登録者数の少ない職種（電気機器組立て、機械・プラント製図、菓子製造等）を中心に、商工団体や企業等へ直接働きかけ、活動ができる方の認定登録に努めます。</p> <p>一方、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターをリストアップし、今後、活動する意志の有無を本人に確認し、意思のない方は登録解除を行います。</p> <p>認定予定者数：4名</p>
<p>(2) ものづくりマイスターへの説明</p> <p>認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること（センターが定める免除基準に該当する場合を除く。）。</p>	<p>(2) ものづくりマイスターへの説明</p> <p>認定申請時、実技指導等の前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を十分説明している。</p> <p>ものづくりマイスター等の指導技法の習得・向上のため、認定後の早い時期に、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を行う。</p> <p>また、過去3年以上活動機会がなかった方に引き続き活動していただくため活動する意思があるか否かを確認し、活動の意思がある場合には、改めて指導技法等講習の受講か、最新版のテキストや事例集等の情報提供を行い、再確認の上、依頼します。</p> <p>研修では、「指導技法」はもちろんのこと、個人情報保護、ハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与等も併せて行います。</p> <p>・指導技法等講習会（再講習を含む。）</p> <p>実施予定回数：2回</p>

<p>(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。</p>	<p>(3) 申請書類等の取りまとめ 提出されてきた申請書は、直ちにチェックし、迅速に登録台帳に記載し、取りまとめた上で、センターに期限までに送る。</p>
<p>(4) ものづくりマイスターに対する研修 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること（ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。）。</p>	<p>(4) ものづくりマイスターに対する研修 ア 研修の開催頻度や時期 認定されたものづくりマイスター等の指導技法の習得・向上のため、認定後の早い時期に、実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を行います。 また、過去3年以上活動機会がなかった方に引き続き活動していただくため活動する意思があるか否かを確認し、活動の意思がある場合には、改めて指導技法等講習の受講か、最新版のテキストや事例集等の情報提供を行い、再確認の上、依頼します。 研修では、「指導技法」はもちろんのこと、個人情報保護、ハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与等も併せて行います。 ・指導技法等講習会（再講習を含む。） 実施予定回数：2回（前期・後期）</p>
<p>イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2.4(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。</p>	<p>イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援を活用し、講習会を実施します。</p>
<p>ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。</p>	<p>ウ 交通費の負担 参加者には、交通費は支払うこととしている。</p>
<p>エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 第2.4(2)ア(ウ)に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参</p>	<p>エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 関係する職種のマイスターに参加を呼びかけることとしている。</p>

<p>加勸奨を行うこと。</p>	
<p>4 ものづくりマイスターの活用に係る業務について (1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。</p>	<p>4 ものづくりマイスターの活用に係る業務について (1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等 コーナーの相談窓口においては、新たに配置したコーディネーターが、技能検定の実技試験や技能競技大会の課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取り組み方法・訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導の相談・援助並びにものづくりマイスター等の派遣のコーディネート等を行います。 また、派遣要請に係る指導ニーズを把握したうえで、効果的な指導を計画し、それを的確に実施できるものづくりマイスター等を派遣するよう適切なマッチングを行います。</p>
<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施 ア 派遣対象企業等・指導対象者 (ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。 ① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。） ② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。） ③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。） ④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等</p>	<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施 ア 派遣対象企業等・指導対象者 派遣目標回数： 270回 目標受講者数：1,600人日 ① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。） ② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。） ①及び②において、 派遣予定回数：100回 ③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。） 派遣予定回数：170回 ④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信が再開されたことから、この内容で充分代替が可能と思われるため、当面実施する予定はない。</p>
<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施</p>	<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 地域関係者の協力を得て、ニートの若者に対する就労支援に取り組むサポステからの協力要請があった際は、積極的に実施の検討し協力します。 これまでの実績がないため、当面の目標を次のとおりとする。 実施予定箇所：2か所</p>

<p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <p>地域の教育機関関係者と連携し、児童・生徒のものづくりに関する理解を深め、関心を喚起するため、また、将来、若者自らがものづくりの職場へ就業を目指す環境づくりを進めるために、児童・生徒、教師及び保護者に対し「ものづくりの魅力」を発信するものづくりの実演、魅力を伝える講義、児童・生徒によるものづくり体験等の「ものづくりの魅力講座」を開催します。</p> <p>また、県内の全小・中学校等（工業高校等は除く）へメール配信を行い、事業紹介のポータルサイトへ誘導し、事業の周知を図ります。</p> <p>【ものづくりの魅力講座】</p> <p>（内容）ものづくりマイスターに技能の魅力についての語りともものづくりの体験を行います。</p> <p>対象者：小中学校等の児童・生徒、教師、保護者</p> <p>実施予定回数： 10回（校）</p> <p>目標受講者数：400人日</p>
<p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p>	<p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p> <p>ア 熟練技能者等による派遣指導</p> <p>ものづくりマイスター等と同様、周知のため、連携会議の構成団体や県教委への情報提供等を行い、企業等の紹介の依頼や、過去に利用のあった企業や工業高校等を訪問し情報収集を行い中小企業、工業高校等の新規開拓に努めます。</p> <p>また、定期的に商工団体や工業高校等へメール配信を行い、制度紹介ポータルサイト(中央協会HPにリンク設定)への誘導を行い、理解を深めてもらい、新たな需要の掘り起こしを行います。</p> <p>派遣予定回数：10回 目標受講者数：130人</p> <p>職種：日本料理、西洋料理、フラワー装飾、化学分析等</p>

<p>5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について</p> <p>(1) 連携会議の設置</p> <p>コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。</p>	<p>5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について</p> <p>(1) 連携会議の設置</p> <p>本事業を効果的かつ円滑に実施するため、県の行政機関、経済団体、労働局等で構成する連携会議を設置する。</p> <p>[構成メンバー]</p> <p>山口県産業労働部産業人材課 山口県教育庁高校教育課 山口県教育庁義務教育課 山口労働局職業安定部訓練課 (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 山口支部 山口新聞 山口支社 山口県経営者協会 山口県中小企業団体中央会 山口県商工会議所連合会 山口県商工会連合会 やまぐち産業振興財団経営企画部</p>
<p>(2) 連携会議の開催回数</p> <p>連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。</p>	<p>(2) 連携会議の開催回数</p> <p>(1)において設置した連携会議では、1回目は、前年度の実施報告及び当該年度の推進計画の決定及び実施に当たっての助言等、2回目は、事業の実施状況及び次年度に向けた改善事項等を報告し、取りまとめたものを厚生労働省及び中央技能振興センターへ報告します。</p> <p>コロナ禍の中でも緊密に連絡が図れるよう、WEB会議等の開催に積極的に取り組みます。</p> <p>[開催回数] 年2回（6月、12月）</p>
<p>個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置</p>	<p>個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置</p> <p>(1) メール誤送付</p> <p>ア メール宛名間違い 宛先のアドレスをダブルチェックする。</p> <p>イ BCCをTO、CC送付 宛先がBCCかをダブルチェックする。</p> <p>ウ 誤情報送付</p> <p>① 文章及び添付ファイルが正しいかダブルチェックする。</p> <p>② 要機密情報を暗号化する。</p> <p>③ 文章等のひな形を作成して、それをもとに作成する。（メールの使い回しをしない。）</p> <p>(2) FAX先誤り</p> <p>① 宛先、FAX番号及び文章が正しいかダブル</p>

	<p>チェックする。</p> <p>② F A X送信後、履歴により送信状況を確認する。</p> <p>③ F A Xに代えてメールを使用するように業務方法の見直しを検討する。</p> <p>(3) 郵送誤り 宛先、文章及び、封入物が正しいかダブルチェックする。</p> <p>(4) 手渡し誤り 手渡す物及び、手渡す先が正しいかダブルチェックする。</p> <p>(5) 誤アップロード アップロードする事項の内容及び、アップロード先が正しいかダブルチェックする。</p> <p>(6) その他 (1)～(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者として可能な手段を講じる。</p> <p>(7) 委託者への速やかな報告 情報セキュリティインシデントが発生した際は、委託者に速やかに報告を行う。</p>
--	--